



22川人委調第366号

平成22年12月1日

川崎市議会

議長 潮田 智信 様

川崎市人事委員会

委員長 平林 武



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成22年11月26日付け22川議議第625号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第145号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与の支給割合を100分の70未満にも設定できることとすること等のために改正するものであり、異議はありません。